

※本資料は R7.1.31 時点での内容であり、  
今後変更が生じる場合がございます。

令和6年度補正

建築 GX・DX 推進事業

募集要領（案）

本募集要領は現時点のイメージであり、実際の募集  
要領とはデザイン等が異なります。

令和7年1月

# 目次

---

1. 補助事業の趣旨 .....	4
2. 補助事業の概要 .....	5
2. 1 補助対象となるプロジェクトの要件（改修プロジェクトも含む） .....	5
2. 2 補助対象経費 .....	8
2. 3 補助率と補助限度額 .....	8
2. 4 事業のフロー .....	9
3. 代表事業者の登録 .....	12
3. 1 事業者による応募 .....	12
3. 2 応募の方法など .....	12
3. 3 応募時の注意事項 .....	13
4. BIM 活用事業者登録制度 .....	14
4. 1 活用推進計画の内容 .....	14
4. 2 活用推進計画の内容 .....	14
5. 補助金交付に係る手続き .....	16
5. 1 交付申請 .....	16
5. 2 交付決定 .....	16

5. 3	実績報告及び額の確定.....	16
6.	実績報告時の提出書類等について.....	18
6. 1	補助の要件への適合等を証する書類.....	18
6. 2	補助対象経費に関する留意点.....	21
6. 3	補助対象経費の支出等を証する書類.....	27
7.	遵守事項.....	31
7. 1	取得財産の管理.....	31
7. 2	経理書類の保管.....	31
7. 3	知的財産権の帰属等.....	31
7. 4	事業に関するアンケート・ヒアリングへの協力.....	31
7. 5	補助金に関する法令等.....	32
(参考)	本補助金により取得する備品（パソコン等）の取扱いについて.....	33

## 1. 補助事業の趣旨

本補助事業は、建築物の LCA の実施による LCCO2 削減の推進（GX）と建築 BIM の普及拡大による生産性向上の推進（DX）を一体的・総合的に支援し、取組を加速化させるため、一定の要件を満たす建築物を整備するプロジェクトにおいて、複数の事業者が連携して建築 BIM データの作成等を行う場合または建築物の LCA 算定を行う場合に、その設計費及び建設工事費または LCA 算定費に対して国が民間事業者等に補助を行うものです。

※令和 5 - 6 年度建築 BIM 加速化事業より、要件の見直しを行った箇所は着色箇所となります。

## 2. 補助事業の概要

### 2. 1 補助対象となるプロジェクトの要件（改修プロジェクトも含む）

次の（１）又は（２）に掲げる事業

#### （１）BIM活用型

元請事業者等と協力事業者（下請等）の連携により、BIMを活用して整備される、次に掲げる要件を満たすプロジェクトの設計費及び建設工事費が補助対象となります。なお、BIMの活用とLCAの実施を合わせて行うプロジェクトにおいては、（２）の要件も満たすものに限りです。

※ 設計業務の場合は、建築主から直接設計を依頼される意匠設計事務所等が「元請事業者等」に該当します。

イ 元請事業者等が、本事業の実施に際して下請事業者等によるBIMの導入を支援すること

※ 元請事業者等が代表事業者となり、代表事業者のほか少なくとも1者以上の設計又は施工を行う者が、建築BIMを導入する必要があります。

ロ 本事業によりBIMを活用する全事業者が、BIM活用事業者登録制度においてBIM活用事業者として登録を受け、補助事業完了後3年間、BIMの活用状況等に関する報告をすること

ハ 元請事業者等においては、本補助事業の活用により整備する建築物について、維持管理の効率化に資するBIMモデルを整備する旨の宣言を行うこと

ニ 整備する建築物は、以下に掲げる要件を満たすこと（改修工事については、従前の建築物が以下に掲げる要件を満たしているか、又は改修工事において整備し、要件を満たすこと）

① 新築する建築物が、以下に掲げる要件のすべてに該当する場合には、BIMの活用により業務の効率化又は高度化に資するものとして国土交通省が定める利用方法<sup>※</sup>を用いるものであること

1)敷地に接する道路の中心線以内の地区面積が1,000㎡以上  
であること

2)延べ面積が1,000㎡以上であること

3)地階を除く階数が3以上であること

※ 国土交通省が定める利用方法については以下に定める内容  
とします。

- ・クラウド上でのモデル共有等による関係者間の高効率なコ  
ミュニケーションや合意形成における活用
- ・環境影響に対する設計最適化等のシミュレーションにおけ  
る活用
- ・BIMデータの重ね合わせによる干渉チェック等の整合確認にお  
ける活用
- ・工事計画モデル等を用いた施工現場における安全管理や工  
程管理における活用
- ・重機や車両の配置、資材搬送計画等の施工計画における活用
- ・建機と連動したICT施工等の工事管理における活用
- ・モデルデータと連携した部材加工や製品検査における開発  
上記以外の利用方法についても、具体的な活用の内容を支援  
室に提出し、同等以上のものと認められた場合はその方法  
をリストとしてHP上に掲載します。

② プロジェクトに係る全ての建築物は、以下に掲げる要件を満た  
すこと

1) 耐火建築物等又は準耐火建築物等であること

2) 建築物エネルギー消費性能基準に適合すること（改修の場合  
は規制対象建築物に限る。）

3) 原則として以下に掲げる要件を満たすこと

a. 整備する住宅は、原則として土砂災害特別警戒区域外又は  
土砂災害に係る災害危険区域外に存すること

b. 整備する住宅は、原則として都市再生特別措置法第88条  
第5項の規定により、当該住宅に係る届出をした者が同条第  
3項の規定による勧告に従わなかった旨が公表されているも  
のではないこと

c. 整備する住宅は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 7 条第 1 項に規定する市街化調整区域であって土砂災害警戒区域又は浸水想定区域（浸水想定高さ 3 m 以上の区域に限る。）に該当する区域外に存すること

ホ 本事業により BIM を活用する事業者においては、補助事業の活用実績に応じて国土交通省が定める内容を盛り込んだ BIM 活用推進計画の策定を行っていること。ただし、活用初年度の下請け事業者等（この場合において、令和 6 年度までに建築 BIM 加速化事業を活用した事業者は、本事業において活用初年度を 2 年度目とみなす。）は除く。

ヘ LCA 算定結果を国土交通省等に報告すること（なお、報告を受けた内容は、毎年度公表する）

※BIM 活用と LCA の実施を合わせて行う場合に限る

※LCA 算定結果の報告方法、公表方法については検討中

## (2) LCA 実施型

建築物の LCA を実施するプロジェクトで、次に掲げる要件を満たすもの

イ LCA 算定結果を国土交通省等に報告すること

（なお、報告を受けた内容は、毎年度公表する）

※LCA 算定結果の報告方法、公表方法については検討中

ロ LCA の算定に関し国土交通省等による調査に協力すること

ハ 原則として（1）ニ②3）の要件を満たすこと

## 2. 2 補助対象経費

本補助事業では、補助事業の区分の応じ以下の経費を補助対象として計上することができます。(詳細は5. 2を参照してください。)

### (1) BIM 活用型

- ① BIMソフトウェア利用費
- ② BIMソフトウェア関連費 (PCリース料、ARゴーグルリース料等)
- ③ CDE環境構築費、利用費
- ④ BIMコーディネーターの人件費
- ⑤ BIMマネジャーの人件費
- ⑥ BIM講習の実施費用
- ⑦ BIMモデラーの人件費 (補助対象制限有り)
- ⑧ LCA 算定に要する費用

※BIM 活用と LCA の実施を合わせて行う場合に限る

※LCA 算定の対象経費は検討中

### (2) LCA 実施型

- ① LCA 算定に要する費用

※LCA 算定の対象経費は検討中

## 2. 3 補助率と補助限度額

補助率及び補助限度額は、次に掲げる額とします。

### (1) BIM 活用型

2. 1 (1) BIM 活用型に掲げる事業の実施に係る費用の額は、2. 2 (1)

①～⑦に掲げる費用の 1/2 を補助します。その限度額については、BIMモデルの構築に要する費用、かつ、建築物の延床面積に応じ下表に定める金額を超えない額です。また、BIM 活用と LCA の実施を合わせて行う場合は、2. 2 ⑧ LCA 算定に要する費用について、その限度額を 5,000 千円/PJ とします。また、LCA 算定と合わせて、算定に必要な CO<sub>2</sub> 原単位も策定する場合は、4,000 千円を加算した額を上限額とします。

延べ面積	設計費	建設工事費
10,000 m <sup>2</sup> 未満	25,000 千円	40,000 千円
10,000 m <sup>2</sup> 以上 30,000 m <sup>2</sup> 未満	30,000 千円	50,000 千円
30,000 m <sup>2</sup> 以上	35,000 千円	55,000 千円

※最低面積の要件はありません。

## (2) LCA 実施型

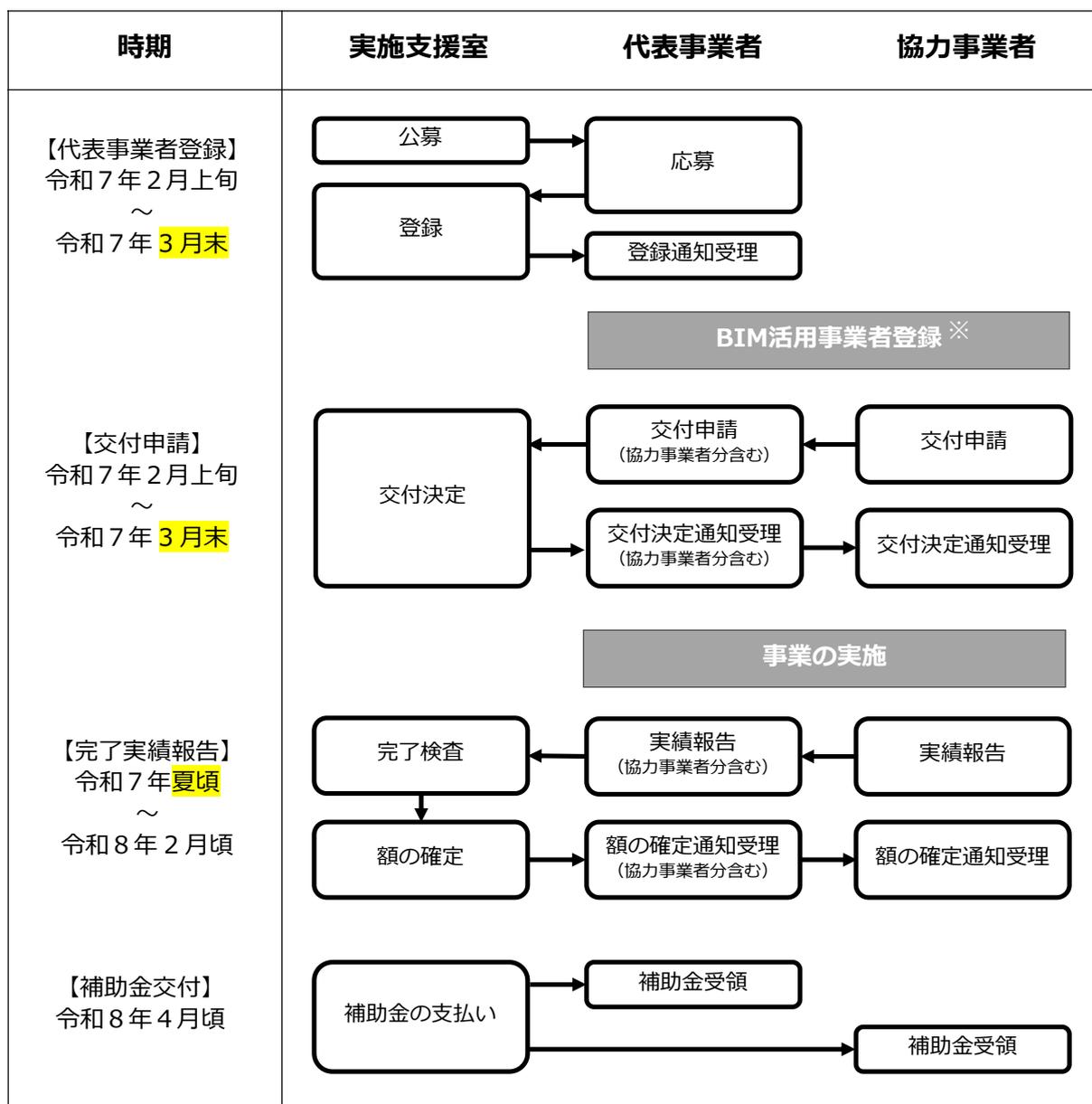
2. 1 (2) LCA 実施型に掲げる事業の実施に係る補助金の額は、LCA 算定に要する費用について定額補助とし、上限額は 6,500 千円/PJ とする。また、LCA 算定と合わせて、算定に必要な CO<sub>2</sub> 原単位も策定する場合は、4,000 千円を加算した額を上限額とします。

## 2. 4 事業のフロー

本事業については、概ね以下のフローで実施されます。なお、補助金の交付申請について、その総額が予算額に達した場合には、交付申請を打ち切ることとしますので、ご注意ください。

※ 以下のスケジュールは、今後変更となる可能性があります。

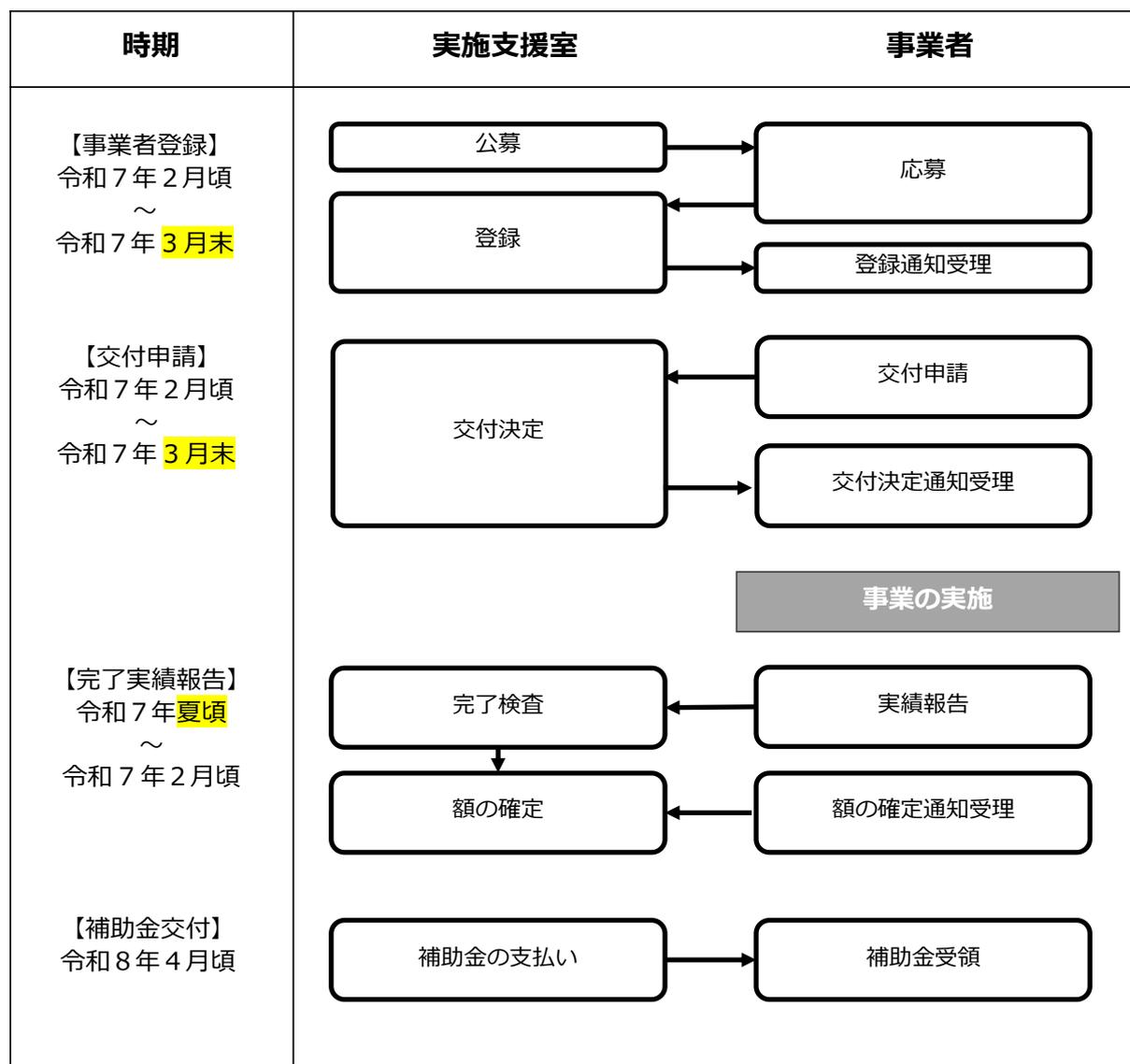
## (1) BIM 活用型



※R6 補正分については交付申請前でなく、別途〆切りを設ける予定

「実施支援室」は、国に代わって補助金の交付等を行う組織であり、公募により採択された事務事業者が令和7年2月に開設することを予定しています。

(2) LCA 実施型※事業フローについては検討中



「実施支援室」は、国に代わって補助金の交付等を行う組織であり、公募により採択された事務事業者が令和7年2月に開設することを予定しています。

### 3. 代表事業者の登録

#### 3. 1 事業者による応募

本補助事業の活用を希望する設計事務所や施工業者は、代表事業者または事業者(LCA 実施型の場合) (以下、「代表事業者等」といいます。) として建築 GX・DX 推進事業実施支援室 (以下「実施支援室」といいます。) に応募をする必要があります。

その際、本補助事業の活用を考えているプロジェクトの候補や補助金の見込額についても記載する必要があります。

実施支援室においては、応募様式に記載された内容について不備等がないか確認した上で、代表事業者等としての登録を行います。また、登録が完了した旨について、代表事業者等に対して登録通知を送付します。

なお、代表事業者における建築 B I M の利用経験の有無は問いません。また、代表事業者は、建築士事務所として登録された者又は建設業の許可を受けた者である必要があります。

#### 3. 2 応募の方法など

##### (1) 公募期間

令和 7 年 2 月〇日 (〇) から令和 7 年 3 月〇日 (〇) 24 時 00 分まで

##### (2) 応募時の提出物

実施支援室のホームページからダウンロードする「応募様式」によること

※実施支援室のホームページ：令和 7 年 2 月に開設

##### (3) 提出方法・提出先

jGrants※を利用した電子申請により提出すること電子申請には G ビズ ID の「G ビズ ID プライム」または「G ビズ ID メンバー」のアカウント取得が必要です。取得に時間がかかりますので、事前に取得をお願いいたします。応募の手続きは、別途配布する電子申請等マニュアルに従って行ってください。

※補助金の申請・届出ができる電子申請システム。詳細はホームページ (<https://www.jgrants-portal.go.jp/>) を参照

#### (4) 応募に関する問合せ先

建築 GX・DX 推進事業実施支援室

公募により採択された事務事業者が令和7年2月に開設することを予定しています。

### 3.3 応募時の注意事項

- (1) 応募様式には、プロジェクトの候補や補助金の見込額について記載していただきますが、応募時に記載していなかったプロジェクトについて交付申請を行うことや、応募時に記載していた補助金の見込額を超える金額での交付申請を行うことが可能です。
- (2) 代表事業者等としての登録が完了した場合であっても、応募時に記載したプロジェクトへの補助や補助金の見込額が保証されるものではありません。プロジェクト毎に行う補助金の交付申請について、その総額が予算額に達した場合には、交付申請を打ち切ることとしますので、ご注意ください。また、最終的に要件への適合や補助対象経費の支出等が確認できない場合には、補助金は交付されません。
- (3) 応募様式に不備がある場合や、内容が虚偽である場合は、応募は無効となります。

## 4. BIM 活用事業者登録制度

BIM 活用型における補助事業者は、原則交付申請前<sup>※</sup>に BIM 活用事業者登録制度に登録することが必要です。登録にあたってはポータルサイト（準備中）において、以下に掲げる内容を入力していただきます。

※令和6年度補正事業においては別途締め切りを設けます。

### 4. 1 活用推進計画の内容

全事業者について①BIM 活用方針、②工程計画の現在の取組状況を入力することに加え、**活用年度・事業者規模に応じて**、①②の各項目について、事業完了後3年後の目標を登録し、当該年度および事業完了後3年間、毎年進捗状況について報告を求めます。

なお、元請事業者（代表事業者）であって、導入初期の BIM モデル作成に係る BIM モデラー人件費を補助対象として申請する場合にあっては、②工程計画を登録することを要件としています。

活用年度	元請事業者（導入初期のモデル作成費申請なし）	元請事業者（導入初期のモデル作成費申請あり）	下請（協力事業者）
1年目	①BIM 活用方針	①BIM 活用方針 ②工程計画	—
2年目	①BIM 活用方針	①BIM 活用方針 ②工程計画	①BIM 活用方針
3年目	①BIM 活用方針	①BIM 活用方針 ②工程計画	①BIM 活用方針 ②工程計画

### 4. 2 活用推進計画の内容

上記に掲げる登録項目の詳細については以下の通りです。

①BIM 活用方針：割合による回答または未導入、導入済、一般化より選択

- ・ 1 年間に受託する案件のうち、BIM を活用する案件の割合
- ・ BIM を活用できる人数の割合
- ・ 企画・基本計画
- ・ 基本設計（意匠、構造、機械設備、電気設備）
- ・ 基本設計（意匠、構造、機械設備、電気設備）
- ・ 積算
- ・ 施工計画の作成、施工図の作成
- ・ 発注に向けた数量算出
- ・ BIM データ受け渡しによる発注
- ・ BIM データを活用した部材の製作
- ・ 工程管理
- ・ 工事監理
- ・ 維持管理に向けた BIM データ引渡し
- ・ 維持管理

②BIM 活用の工程計画：未導入、導入済、一般化より選択

- ・ BIM 専門の部署の設置
- ・ 社内ルール、マニュアル等の整備
- ・ 自社独自のオブジェクト、テンプレート等の導入
- ・ BIM に関する教育

## 5. 補助金交付に係る手続き

補助金の交付を受けるには、代表事業者等の登録後、プロジェクト毎に交付申請を行い、交付決定を受け、事業が終了した後に実績報告を行う必要があります。交付申請及び実績報告の手続きは、実施支援室ホームページに公開する交付申請等マニュアルに従って行ってください。

なお、登録から補助金の交付決定までの間に発生した経費についても、補助対象となります。ただし、交付決定を受けない経費は補助の対象外となることに留意してください。

※ BIM 活用型における手続きについては、代表事業者が全体をとりまとめて実施していただきます。

### 5. 1 交付申請

代表事業者等は、jGrants を利用した電子申請により、プロジェクトに関する情報、補助を受けようとする事業者に関する情報、補助対象経費、補助要件への適合状況等を記載した交付申請書を実施支援室に提出します。(所定様式等) この際、補助を受けようとする事業者は、必要となる情報を代表事業者等に伝える必要があります。

なお、事業者を追加する場合や、補助対象経費を変更する場合などは、交付申請の変更の手続きが必要となります。

### 5. 2 交付決定

交付申請を受け、実施支援室において審査を行い、不備等がなければ交付決定を行います。交付決定の結果については、各事業者に通知します。

### 5. 3 実績報告及び額の確定

事業の終了後、B I Mモデルの作成状況や補助対象経費等の実績について、jGrants を利用した電子申請により実施支援室に報告します。この際、BIM 活用型の場合には代表事業者は、各事業者から提出される必要書類をとりまとめます。

実施支援室では、実績報告を受けて審査を行い、補助の要件や交付決定の内容などに適合すると認めるときは、交付する補助金の額を確定し、支払いの手続きを行います。なお、実績報告の内容に不備等がある場合には、補助金の全部又は一部額を交付しないことがあります。

また、交付決定を受けた金額と実績に応じて交付される補助金の額の乖離が大きく、悪質と認められる場合には、その後の住宅局の補助事業で不利な扱いをすることがあるので、ご注意ください。

## 6. 実績報告時の提出書類等について

本補助事業の実績報告の際には、補助の要件への適合や補助対象経費の支出等について、それを証する書類等を提出する必要があります。詳細については、実施支援室ホームページに公開する交付申請等マニュアルに従って行ってください。

※ 以下の内容は、今後変更となる可能性があります。

### 6. 1 補助の要件への適合等を証する書類

#### (1) BIM 活用品

##### イ 元請事業者等が、協力事業者（下請等）による建築BIMの導入を支援すること

- ・以下が表示されたパソコンの画面のスクリーンショット等
  - + 任意の画角で表示した全体パース
  - + 上記と同じ画角で、3階床上50cm～200cmの範囲での断面、階数が2階以下の場合は、任意の断面とした平面パース
  - + 上記と同じ画角で、X方向の中心及びY方向の中心で断面とした断面パース
  - + 上記の全体パース上に任意の部材等の属性情報を表示したもの
- ・改修工事の場合は、改修箇所を含むBIMのモデル
- ・元請事業者等と協力事業者（下請等）の関係がわかる体制図

##### ロ 本事業によりBIMを活用する全事業者が、BIM活用事業者登録制度においてBIM活用事業者（本補助事業によりBIMを活用した経験がある事業者を指します。）として登録を受け、補助事業完了後3年間、BIMの活用状況等に関する報告をすること

・ポータルサイトにて登録したことの証明（項目については、5.を参照してください。）【所定様式】

※ポータルサイトの準備が整い次第、登録可能となります。

##### ハ 元請事業者等においては、本事業の活用により整備する建築物について、

## 維持管理の効率化に資するBIMモデルを整備する旨の宣言を行うこと

- ・代表事業者が、発注者から求められた場合に提供できるよう、維持管理の効率化に資するBIMモデルを整備する旨を記載した書類【所定様式】
- ・上記のBIMモデルのファイル形式やデータの概要【所定様式】

※ データ要件・ファイル形式は、以下のいずれかとします。

- ①PLATEAU上におけるLOD4(建物内で歩行空間が認識できるレベル)のオブジェクトの整備に資するIFCデータ
- ②維持管理ソフトや不動産管理ソフト等にデータを受け渡し又は連携することを想定したIFCデータ(「建築分野におけるBIMの標準ワークフローとその活用方策に関するガイドライン(第2版)」(令和4年3月 建築BIM推進会議) 1-5. 用語の定義参照)
- ③維持管理の効率化に資するBIMデータとして発注者が指定するIFCデータ
- ④その他維持管理の効率化に資するBIMデータとして発注者が利用可能なデータ形式

## 二 整備する建築物は、以下に掲げる要件を満たすこと(改修工事については、従前の建築物が以下に掲げる要件を満たしているか、又は改修工事において整備し、要件を満たすこと。)

- ① **新築する建築物が、以下に掲げる要件のすべてに該当する場合には、BIMの活用により業務の効率化又は高度化に資するものとして国土交通省が定める利用方法を用いるものであること**

・国土交通省が定める利用方法を満たすことが分かる書類【所定様式】

### 1)敷地に接する道路の中心線以内の地区面積が1,000㎡以上であること

・1階の床面積又は敷地面積が1,000㎡以上であることを建築士が証明する書類【所定様式】

### 2)延べ面積が1,000㎡以上であること

・延べ面積が1,000㎡以上であることを建築士が証明する書類

【所定様式】

**3)地階を除く階数が3以上であること**

・地階を除く階数が3以上であることを建築士が証明する書類

【所定様式】

② プロジェクトに係る全ての建築物は、以下に掲げる要件を満たすこと

**1) 耐火建築物等又は準耐火建築物等であること**

・建築士が適合を証明する書類【所定様式】

**2) 建築物エネルギー消費性能基準に適合すること（改修の場合は規制対象建築物に限る。）**

・建築士が適合を証明する書類【所定様式】

③ 原則として以下に掲げる要件を満たすこと

1) 整備する住宅は原則として土砂災害特別警戒区域外又は土砂災害に係る災害危険区域外に存すること

2) 整備する住宅は、原則として都市再生特別措置法第88条第5項の規定により、当該住宅に係る届出をした者が同条第3項の規定による勧告に従わなかった旨が公表されているものではないこと

3) 整備する住宅は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化調整区域であって土砂災害警戒区域又は浸水想定区域（浸水想定高さ3m以上の区域に限る。）に該当する区域外に存すること

・建築士が適合を証明する書類【所定様式】

ホ 本事業により BIM を活用する事業者においては、補助事業の活用実績に応じて国土交通省が定める内容を盛り込んだ BIM 活用推進計画の策定を行っていること。ただし、活用初年度の下請け事業者等（この場合において、令和6年度までに建築 BIM 加速化事業（維持管理の効率化に資する建築 BIM データを有し、一定の要件を満たす建築物の設計及び建設工事を行う事業について、当該事業を行う者を国が支援する事業であって、令和4年度補正予算において創設されたものをいう。）を活用した事業者は、

本事業において活用初年度を2年度目とみなす。)は除く。

・ポータルサイトにて登録したことの証明(項目については、5.を参照してください。)**【所定様式】**

※ポータルサイトの準備が整い次第、登録可能となります。

へ LCA算定結果を国土交通省等に報告すること  
(なお、報告を受けた内容は、毎年度公表する)

※BIM活用とLCAの実施を合わせて行う場合に限る

※LCA算定に係る提出書類については検討中

## **(2) 2. 1 (2) に掲げる事業の実施に係る書類**

**イ LCA算定結果を国土交通省等に報告すること(なお、報告を受けた内容は、毎年度公表する)**

※LCA算定に係る提出書類については検討中

**ハ 原則として2. 1 (1) 二②③)の要件を満たすこと**

・建築士が適合を証明する書類**【所定様式】**

## **6. 2 補助対象経費に関する留意点**

補助対象となるのは、補助事業の期間に発生した費用です。プロジェクトが既に進行中であっても、代表事業者等の登録後に、建築BIM用のソフトウェアや機器の購入、BIMマネジャーやBIMの講習の委託等の契約を新たに行う場合は、補助対象となります。ただし、例えば、設計業務が完了している場合は、設計事務所によるソフトウェアの購入費等は補助対象となりません。また、躯体工事が完了している場合は、躯体工事のみを請け負った施工業者によるソフトウェアの購入費等は補助対象となりません。

また、2万円以上の備品(ソフトウェア等の無形物を含む)を購入した場合には、プロジェクトの終了時点における当該備品の残存価値分は、補助対象となりません。

(詳細は別紙1を参照してください。)なお、利用料、購入価格等については、市場価格や定価よりも高い金額が設定された場合は補助対象となりません。人件費についても同様です。

※ 「補助事業の期間」とは、代表事業者登録および事業者登録の完了日以降の業務の開始日から完了実績報告まで（事業者毎の設計・施工の業務が完了実績報告の前に完了した場合には、当該業務の完了まで）の間となります。

### **(1) BIMソフトウェア利用費**

BIMソフトウェア（BIMモデリングソフトウェアだけでなく、アドオンソフト、アドインソフト、ビューワーソフト等のBIMを利用するために必要となるソフトウェアを含みます。）のプロジェクト終了までの利用に要する費用※が補助対象となります。なお、補助対象となるソフトウェアの条件と、それを満たすことが確認されたソフトウェアの一覧を実施支援室ホームページにて公開しています。

※ 当該プロジェクトの設計、施工に係る契約上の実施期間の終期を差し、補助事業の期間とは異なることに留意（以下（2）、（3）において同じ。）

サブスクリプション利用やレンタル利用の場合には、代表事業者の登録後に契約したもの（各補助事業者において、当該プロジェクトに係る建築BIMデータの作成や使用を開始する前に契約を更新したものを含む）の利用料が補助対象となります。なお、原則としてプロジェクト終了までの間の利用料が補助対象となりますが、利用契約が1年以下の場合は、その全額が補助対象となります。また、1年を超える場合でもプロジェクトの終了から3ヶ月未満で終わるものであり、かつ、その利用料を実績報告までに支払っている場合には、その全額が補助対象となります。

購入の場合には、代表事業者の登録後に購入したものが補助対象となります。なお、その利用可能な期間又はベンダーによるサポート期間が1年以下の場合は、その全額が補助対象となります。また、1年を超える場合でもプロジェクトの終了から3ヶ月未満で終わるものは、その全額が補助対象となります。

いずれの場合も、ソフトウェアの利用料又は購入価格が2万円以上であり、かつ、プロジェクトの終了以降もソフトウェアの利用が可能である場合には、プロジェクト終了時点での残存価値分を控除して補助金を申請する必要があります。（詳細については、「別紙1：（参考）本補助金により取得する備品（パソコン等）の取扱いについて」参照）

### **(2) BIMソフトウェア関連費（PCリース料、ARゴーグルリース料等）**

B I Mソフトウェアを利用するために必要となる、パソコンの利用料やA Rゴー  
グル等の周辺機器のプロジェクト終了までの利用料が補助対象となります。ただし、  
(1) のソフトウェアの導入と併せて導入する場合があります。

リース利用やレンタル利用の場合には、代表事業者の登録後に契約したもの（各  
補助事業者において、当該プロジェクトに係る建築B I Mデータの作成や使用を開  
始する前に契約を更新したものを含む）の利用料が補助対象となります。なお、原  
則としてプロジェクト終了までの間の利用料が補助対象となりますが、利用契約  
（購入の場合は耐用年数）が1年以下の場合は、その全額が補助対象となります。  
また、1年を超える場合でもプロジェクトの終了から3ヶ月未満で終わるものであ  
り、かつ、その利用料を実績報告までに支払っている場合には、その全額が補助対  
象となります。購入の場合には、代表事業者の登録後に購入したものが補助対象と  
なります。

いずれの場合も、周辺機器の利用料又は購入価格が2万円以上であり、かつ、プ  
ロジェクトの終了以降も利用が可能である場合には、プロジェクト終了時点での残  
存価値分を控除して補助金を申請する必要があります。（詳細については、「別紙1：  
（参考）本補助金により取得する備品（パソコン等）の取扱いについて」参照）

### **(3) C D E 環境構築費、利用費**

各事業者がB I Mデータ等をクラウド上で共有等をするための環境（以下「C D  
E」といいます。）を、初期に構築するための費用や、サーバーの利用料、サーバ  
ーにアクセスするためのプロジェクト終了までの利用料等が補助対象となります。

代表事業者の登録後に、当該プロジェクトのために使用した期間の利用料が補助  
対象となります。なお、原則としてプロジェクト終了までの間の利用料が補助対象  
となりますが、利用契約（購入の場合は耐用年数）が1年以下の場合は、その全額  
が補助対象となります。また、1年を超える場合でもプロジェクトの終了から3ヶ  
月未満で終わるものであり、かつ、その利用料を実績報告までに支払っている場合  
には、その全額が補助対象となります。

C D E 環境構築費、利用費が2万円以上であり、かつ、プロジェクトの終了以降  
も利用が可能である場合には、プロジェクト終了時点での残存価値分を控除して補  
助金を申請する必要があります。（詳細については、「別紙1：（参考）本補助金によ

り取得する備品（パソコン等）の取扱いについて」参照）

なお、一の利用契約によるCDE環境を複数のプロジェクトで使用している場合には、利用料を補助対象となるプロジェクトの延べ面積やデータ量等で按分し、補助金を申請する必要があります。

#### **（４）BIMコーディネーターの person 費**

BIMの利用に当たって、BIMソフトウェアの選定、CDEの選定、建築BIMに関する講習の実施など、プロジェクト全体の環境の整備や支援を行う者の person 費が補助対象となります。

BIMコーディネーターが当該プロジェクトの専任とならない場合は、その従事割合に応じて、補助対象経費を算出します。具体的には、当該プロジェクトに従事した期間の給与総額（諸手当を含む）に、当該期間の従事割合（当該プロジェクトに従事した時間を総勤務時間で除したもの）を乗じた金額となります。なお、BIMコーディネーターの業務について、代表事業者が他の事業者へ委託した場合には、その委託料が補助対象となります。また、協力事業者がBIM導入に係る環境整備について、他の事業者へ個別に委託した場合も1事業者100万円を限度に協力事業者の補助対象経費とします。

なお、その person 費が補助対象となるBIMコーディネーターは原則1名とし、2名以上を補助対象とする場合には、必要性等について詳細な説明を求めます。

#### **（５）BIMマネージャーの person 費**

各事業者が作成したBIMモデルの管理など、BIMの全体の運営を行う者の person 費が補助対象となります。

BIMマネージャーが当該プロジェクトの専任とならない場合は、その従事割合に応じて、補助対象経費を算出します。具体的には、当該プロジェクトに従事した期間の給与総額（諸手当を含む）に、当該期間の従事割合（当該プロジェクトに従事した時間を総勤務時間で除したもの）を乗じた金額となります。なお、BIMマネージャーの業務について、代表事業者等が他の事業者へ委託した場合には、その委託料が補助対象となります。

<BIM マネージャーの業務>

- ・各担当者が作成した BIM モデルの統合・干渉チェック・調整・修正
- ・定例会議の出席(設計定例等 BIM に係るもの)
- ・BIM モデル調整のための打合せ出席
- ・打合せの為の資料準備(BIM に係るもの)
- ・発注者との合意形成のための資料作成(デジタルモックアップやウォークスルー動画等)

※ 上記 BIM マネジャー業務を協力事業者が行う場合も、1 事業者 1 0 0 万円を限度に協力事業者の補助対象経費とします。

なお、B I M マネジャーが、その所属する事業者内において、当該事業者が行うべき業務のみの B I M の作成等を行う時間は、B I M 全体の運営には当たりませんので、補助対象となりません。

#### **(6) B I M 講習の実施費用**

代表事業者等が、各事業者の従業員に対して建築 B I M の利用に関する講習会等を実施する場合に、講師謝金（講師の人件費を含みます。）、会場費、テキスト印刷費、機器レンタル費等に要した経費を補助対象とします。なお、講習会の実施について、代表事業者等が他の事業者に委託した場合には、その委託料が補助対象となります。

なお、参加者オープンの講習会に参加する場合には、代表事業者が認める講習会の受講料が補助対象となりますが、補助対象のプロジェクトで用いない B I M ソフトウェアの講習会に参加した場合は補助対象となりません。

なお、代表事業者または代表事業者が委託した事業者が実施する講習会で、協力事業者に対して受講料を請求する場合は、補助対象経費の重複がないように留意してください。

#### **(7) B I M モデラーの人件費**

BIM モデルの編集・作成等に係る人件費が補助対象となります。ただし、イ①及びロ①にあつては、元請事業者等のうち従業員が 1,000 人を超える事業者並びに元請事業者等及び下請事業者等のうち本事業を最初に活用した年度から起算して 4 年度目以降となる事業者（この場合において、令和 6 年度までに建築 BIM 加速

化事業を活用した事業者は、本事業において活用初年度を2年度目とみなす。)を除きます。

#### イ 設計に要する費用

- ① 導入初期のB I Mモデル作成に係るB I Mモデラーの配置に係る費用
- ② B I Mの高度な活用を図るためのB I Mモデル作成に係るB I Mモデラーの配置に係る費用
- ③ 維持管理 BIM モデル作成に係るB I Mモデラーの配置に係る費用

#### ロ 施工に要する費用

- ① 導入初期のBIMモデル作成に係るBIMモデラーの配置に係る費用
- ② BIM の高度な活用を図るための BIM モデル作成に係る BIM モデラーの配置に係る費用
- ③ 維持管理 BIM モデル作成に係る BIM モデラーの配置に係る費用
- ④ 元請事業者等による、元請事業者等及び下請事業者等が作成した施工 BIM モデルの統合・調整を行う等により BIM マネジャーを補助する BIM モデラーの配置に要する費用※（委託費用を含む）

※イ①～③およびロ①～③の費用については、それぞれ事業者あたりの上限額を1,000万円とします。

※イ③およびロ③の費用については、維持管理 BIM モデルを発注者に提供する場合に限ります。

※ロ④においてB I Mモデラーが、その所属する事業者内において、当該事業者が行うべき業務のみのB I Mの作成等を行う時間は、B I Mマネジャーの作業の支援には当たりませんので、ロ④の補助対象となりません。例えば、協力事業者（下請等）において、その事業者が作成すべきB I Mデータを作成する者の人件費は、ロ④の補助対象となりません。

※B I Mモデラーが当該プロジェクトの専任とならない場合は、その従事割合に応じて、補助対象経費を算出します。具体的には、当該プロジェクトに従事した期間の給与総額（諸手当を含む）に、当該期間の従事割合（当該プロジェクトに従事した時間を総勤務時間で除したもの）を乗じた金額となります。なお、B I Mモデラーの業務について、代表事業者等が他の事業者へ委託した場合には、その委託料が補助対象となります。

## (8) 協力事業者のB I Mの導入について

上記の内、以下の補助対象経費については、代表事業者が費用を負担し、協力事業者に現物給付又はサービスの提供を行う場合も、協力事業者におけるB I Mの導入として認めます。ただし、適用に当たっては、代表事業者と協力事業者の間で共同事業実施規約等の締結を行う必要があります。

- ① B I Mソフトウェア利用費
- ② B I Mソフトウェア関連費（P Cリース料、A Rゴーグルリース料等）
- ③ C D E環境構築費、利用費
- ④ B I M講習の実施費用

## (9) LCA 算定に要する費用※LCAの対象経費は検討中

### 6. 3 補助対象経費の支出等を証する書類

#### (1) B I Mソフトウェア利用費

- ・ソフトウェアの利用開始又は購入の時期、利用期間、支払い金額、支払った事実がわかる書類又は画面の写し（契約書、領収書、送金伝票等）
- ・ソフトウェアの利用又は購入のために用いたメールアドレス【所定様式】
- ・ソフトウェアの利用料又は購入価格が2万円以上であり、かつ、実績報告以降も利用が可能である場合には、補助事業完了後も当該プロジェクトの建築B I Mに利用するものとして国土交通大臣の承認を申請する旨の書類【所定様式】
- ・ソフトウェアの利用料又は購入価格が2万円以上であり、かつ、プロジェクトの終了以降も利用が可能である場合には、プロジェクト終了時点での残存価値を算定した書類【所定様式】

#### (2) B I Mソフトウェア関連費（P Cリース料、A Rゴーグルリース料等）

- ・周辺機器の利用開始又は購入の時期、利用期間及び支払い金額及び支払った事実がわかる書類又は画面の写し（契約書、領収書、送金伝票等）
- ・周辺機器の利用料又は購入価格が2万円以上であり、かつ、実績報告以降も利用が可能である場合には、補助事業完了後も当該プロジェクトの建築B I Mに

利用するものとして国土交通大臣の承認を申請する旨の書類【所定様式】

- ・周辺機器の利用料又は購入価格が2万円以上であり、かつ、プロジェクトの終了以降も利用が可能である場合には、プロジェクト終了時点での残存価値を算定した書類【所定様式】

### **(3) C D E環境構築費、利用費**

- ・C D E環境の構築や利用開始の時期、利用期間及び支払い金額及び支払った事実がわかる書類又は画面の写し（契約書、領収書、送金伝票等）
- ・一の利用契約によるC D E環境を複数のプロジェクトで使用している場合には、利用料を補助対象となるプロジェクトの延べ面積やデータ量等で按分した金額がわかる書類【所定様式】
- ・周辺機器の利用料又は購入価格が2万円以上であり、かつ、実績報告以降も利用が可能である場合には、補助事業完了後も当該プロジェクトの建築B I Mに利用するものとして国土交通大臣の承認を申請する旨の書類【所定様式】
- ・周辺機器の利用料又は購入価格が2万円以上であり、かつ、プロジェクトの終了以降も利用が可能である場合には、プロジェクト終了時点での残存価値を算定した書類【所定様式】

### **(4) B I Mコーディネーターの person 費**

- ・B I Mコーディネーターの従事期間の給与の支払い総額、従事割合、補助対象経費等を記載した書類【所定書式】（委託した場合にあっては、委託契約の時期、委託期間、支払金額がわかる書類又は画面の写し）
- ・人件費の根拠として、代表事業者社員による配置の場合は令和6年12月分までの源泉徴収票、事業主の場合は、税務申告書の所得部分の写し。（委託した場合は、委託契約の時期、委託期間、支払金額がわかる書類又は画面の写し）

※ 実績報告での提出は求めませんが、後日求めに応じて提出できるよう、給与の支払帳簿、出勤簿、B I Mコーディネーターとしての活動記録等を10年間保存しておく必要があります。

### **(5) B I Mマネジャーの person 費**

- ・B I Mマネジャーの従事期間の給与の支払い総額、従事割合、補助対象経費等

を記載した書類【所定書式】（委託した場合にあっては、委託契約の時期、委託期間、支払金額がわかる書類又は画面の写し）

- ・人件費の根拠として、代表事業者社員による配置の場合は令和6年12月分までの源泉徴収票、事業主の場合は、税務申告書の所得部分の写し。（委託した場合は、委託契約の時期、委託期間、支払金額がわかる書類又は画面の写し）

※ 実績報告での提出は求めませんが、後日求めに応じて提出できるよう、給与の支払帳簿、出勤簿、BIMマネジャーとしての活動記録等を10年間保存しておく必要があります。

## （6）BIM講習の実施費用

実施主体の違いによって、証明書類が異なりますのでご注意ください。

- ・〈設計又は施工を行う事業者がオープンな講習に参加する場合や一般的な講習サービスを利用する場合〉は、以下のa、bを添付

a) 受講者が確認出来る資料（受講証等）、講習の内容がわかる資料（カリキュラム等）

b) 受講料がわかる領収書

- ・〈設計又は施工を行う事業者からの委託によりクローズドの講習を行う場合〉は、以下のa、bを添付

a) 受講者が確認出来る資料（受講証等）、講習の内容がわかる資料（カリキュラム等）

b) 委託契約の時期、委託期間、支払金額がわかるもの

- ・〈設計又は施工を行う事業者が自社のリソースを使って自社職員や関係事業者の職員の講習を行う場合〉は、以下のa、bを添付

a) 受講者が確認出来る資料（受講証等）、講習の内容がわかる資料（カリキュラム等）

b) 講師謝金、会場費、テキスト印刷費、機器レンタル費等の契約時期、支払金額がわかるもの

※ 実績報告での提出は求めませんが、後日求めに応じて提出できるよう、給与の支払帳簿等を10年間保存しておく必要があります。

## （7）BIMモデラーの人件費

- ・ B I Mモデラーの従事期間の給与の支払い総額、従事割合、補助対象経費等を記載した書類【所定書式】（委託した場合にあっては、委託契約の時期、委託期間、支払金額がわかる書類又は画面の写し）
  - ・ 人件費の根拠として、代表事業者社員による配置の場合は令和7年12月分までの源泉徴収票、事業主の場合は、税務申告書の所得部分の写し。（委託した場合は、委託契約の時期、委託期間、支払金額がわかる書類又は画面の写し）
- ※ 実績報告での提出は求めませんが、後日求めに応じて提出できるよう、給与の支払帳簿、出勤簿、B I Mモデラーとしての活動記録等を10年間保存しておく必要があります。

**（8）LCA 算定に要する費用※LCA の対象経費は検討中**

## 7. 遵守事項

本補助金の交付を受けた事業者は、次の条件を守らなければなりません。

### 7. 1 取得財産の管理

本補助事業により取得した財産の所有権は事業者に帰属します。ただし、本補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後も、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。

また、国土交通大臣の承認を受けないで補助金等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはなりません。ただし、承認を得て当該財産を処分したことにより収入があった場合には、交付した補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を国に納付させることを条件とします。

### 7. 2 経理書類の保管

事業者は、補助事業に要した費用について他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後10年間保存しておかなければなりません。

### 7. 3 知的財産権の帰属等

本補助事業により生じた知的財産権は、事業者に帰属します。

### 7. 4 事業に関するアンケート・ヒアリングへの協力

事業者は、事業期間又は終了後、必要に応じて、当該事業及びその後の状況に関する調査・評価等のためのヒアリング、アンケート、事例作成等に協力していただきます。特に、機密情報や公開情報の範囲については、ヒアリング等で調整させていただきます。

きます。

## 7. 5 補助金に関する法令等

なお、本資料によるほか、補助金の交付等に関しては、次の各号に定めるところにより行う必要があります。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）
- (2) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）
- (3) 国土交通省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府・建設省令第 9 号）
- (4) 補助事業等における残存物件の取扱いについて（昭和 34 年 3 月 12 日付建設省会発第 74 号建設事務次官通達）
- (5) 住宅局所管補助事業の附帯事務費等の使途基準について（平成 7 年 11 月 20 日付建設省住総発 172 号住宅局長通達）
- (6) 住宅局所管補助事業等における消費税相当額の取扱いについて（平成 17 年 9 月 1 日付国住総第 37 号住宅局長通知）
- (7) 住宅局所管補助事業等により取得した財産等の取扱いについて（平成 20 年 12 月 22 日付国住総第 67 号住宅局長通知）
- (8) 住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業補助金交付要綱（令和 4 年 4 月 1 日付国住生第 457 号、一部改正令和 6 年 12 月 19 日国住生第 237 号）
- (9) その他関連通知等に定めるもの

## (参考) 本補助金により取得する備品（パソコン等）の取扱いについて

### ■ 原則的な考え方

本補助事業において、備品（取得価格2万円以上のパソコンやソフトウェア等）の取得費用を補助対象経費とすることは可能ですが、補助対象となったプロジェクトの終了後も利用可能である場合には、その利用価値に相当する分については予め補助対象経費から控除する必要があります。

### ■ 補助対象経費として控除する額

#### ○ 備品の耐用年数

パソコン：6年

関連機器：5年。ただし、事実上5年の使用が不可能である場合など、これによらない方が適切であると考えられる場合には、適切な期間

ソフトウェア：利用可能期間（一定期間後は利用できなくなるソフトウェアはその期間。一定の保守期間後は利用可能であるもののウイルス等の脅威に晒され、事実上利用できなくなるソフトウェアはその保守期間）。なお、利用可能期間について特に定めがない場合は、5年

#### ○ 備品の使用期間

備品の購入日又は納品日の属する月からプロジェクト終了日の属する月までの月数

※ プロジェクトの終了は、原則として設計業務の終了や建築物の竣工・引渡しとなりますが、その後もプロジェクトに関連する業務で備品を使用する場合には、その使用の終了とすることが可能です。

#### ○ 補助対象経費として取得価格から控除すべき金額：

取得価格に以下の表に定める率を乗じたもの

## 【パソコン、関連機器等有形物の場合】（ソフトウェア利用関連費）

使用年数(以内) 耐用年数(以内)	0.25	0.5	0.75	1	1.25	1.5	1.75	2	2.25	2.5	2.75	3	4	5	6	7
1年	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000											
1.25	0.631	0.398	0.251	0.158	0.100	0										
1.5	0.681	0.464	0.316	0.215	0.147	0.100	0									
1.75	0.720	0.518	0.373	0.268	0.193	0.139	0.100	0.000								
2年	0.750	0.562	0.422	0.316	0.237	0.178	0.133	0.100	0.000							
2.25	0.774	0.599	0.464	0.359	0.278	0.215	0.167	0.129	0.100	0						
2.5	0.794	0.631	0.501	0.398	0.316	0.251	0.200	0.158	0.126	0.100	0.000					
2.75	0.811	0.658	0.534	0.433	0.351	0.285	0.231	0.187	0.152	0.123	0.100	0.000				
3年	0.825	0.681	0.562	0.464	0.383	0.316	0.261	0.215	0.178	0.147	0.121	0.100	0.000			
4年	0.866	0.750	0.649	0.562	0.487	0.422	0.365	0.316	0.274	0.237	0.205	0.178	0.100	0.000		
5年	0.891	0.794	0.708	0.631	0.562	0.501	0.447	0.398	0.355	0.316	0.282	0.251	0.158	0.100	0.000	
6年	0.909	0.825	0.750	0.681	0.619	0.562	0.511	0.464	0.422	0.383	0.348	0.316	0.215	0.147	0.100	0.000

## 【ソフトウェア等無形物の場合】（ソフトウェア利用費、CDE環境構築・利用費）

使用年数(以内) 耐用年数(以内)	0.25	0.5	0.75	1	1.25	1.5	1.75	2	2.25	2.5	2.75	3	4	5	6	7
1年	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000											
1.25	0.800	0.600	0.400	0.200	0.100	0.000										
1.5	0.833	0.667	0.500	0.333	0.167	0.100	0.000									
1.75	0.857	0.714	0.571	0.429	0.286	0.143	0.100	0.000								
2年	0.875	0.750	0.625	0.500	0.375	0.250	0.125	0.100	0.000							
2.25	0.889	0.778	0.667	0.556	0.444	0.333	0.222	0.111	0.100	0.000						
2.5	0.900	0.800	0.700	0.600	0.500	0.400	0.300	0.200	0.100	0.100	0.000					
2.75	0.909	0.818	0.727	0.636	0.545	0.455	0.364	0.273	0.182	0.100	0.100	0.000				
3年	0.917	0.833	0.750	0.667	0.583	0.500	0.417	0.333	0.250	0.167	0.100	0.100	0.000			
4年	0.938	0.875	0.813	0.750	0.688	0.625	0.563	0.500	0.438	0.375	0.313	0.250	0.100	0.000		
5年	0.950	0.900	0.850	0.800	0.750	0.700	0.650	0.600	0.550	0.500	0.450	0.400	0.200	0.100	0.000	
6年	0.958	0.917	0.875	0.833	0.792	0.750	0.708	0.667	0.625	0.583	0.542	0.500	0.333	0.167	0.100	0.000

### ■ 具体例

#### ○ ケース1【パソコンを購入した場合】

パソコンの購入価格：50万円

購入日：令和7年2月10日 プロジェクト終了日：令和10年3月31日

⇒ 使用期間：3年2か月 乗率：0.215

補助対象経費：50万円－50万円×0.215＝39.25万円

#### ○ ケース2【BIMソフトウェアを購入した場合】

ソフトウェアの購入価格：50万円

購入日：令和7年2月10日 プロジェクト終了日：令和9年3月31日

ソフトウェアの使用可能期間：3年

⇒ 使用期間：2年2か月（＝2.17年） 乗率：0.25

補助対象経費：50万円－50万円×0.25＝37.5万円

### ■ サブスクリプション、リース、レンタルの取扱い

サブスクリプション、リース、レンタル等の費用については、備品の「取得」に当たらないため、原則として全額を補助対象経費とします。ただし、1年を超える期間の契約を行う場合は「取得」とみなし、上記と同様の取扱いとします。

なお、有形の備品について、リースやレンタルにより調達するよりも購入する方が安価である場合には、購入しなければならないこととし、原則として全額を補助対象経費とします。